

部員不足による複数校合同チームの大会参加について

合同チームの関東予選、高校総体予選、県定時制通信制大会、新人大会、県選手権大会の参加を次のように認める。(地区高体連主催大会も準ずる)

- I 時 期 平成 19 年度高校総体予選（県定時制通信制大会）から
- II 条 件 ①1校の部員が5人以下の学校同士であること。（マネージャー等は除く）
②お互いの学校長が認めていること。
- III 注意事項 ①申込は各学校で申込書を作り、公印押印の上作成しあわせて申し込む。（再編統合校の場合と同じ）
②大会参加料は1校分とする。
③ユニフォームは統一されたものを使用する。（どちらかの学校のもので可）
④学校名は合同チームとわかるように当該校の学校名を使用する。
（例、合同新城向工）再編統合校と区別できるよう合同をつける。
⑤引率責任者は各学校の教職員をつける。
⑥監督・選手・マネージャーのエントリー数は単独チームと同一とする。
⑦ひとつの合同チームは6人以上になるまで何校でも可とする。
合同チームの編成する学校数は制限しない。ただしエントリーできる人数は18人以下とする。
⑧学校毎に登録をする。（協会・高体連）
⑨地区予選のある大会においては、1校のエントリーが最も多い地区の予選に参加する。エントリー数が同数の場合は、監督の地区予選に参加する。また、エントリーの追加は予選参加地区が変わるような人数の追加は認めない。
⑩男女の混合は認めない。
⑪全日制・定時制・通信制の合同も認める。ただし、県高校総体に参加した定時制・通信制は県定時制通信制大会に参加できない。また、県定時制通信制大会に全日制は合同で参加できない。
⑫合同練習を行って大会に参加することを前提とする。
- IV 確認事項 ①合同チームが代表権を得るところまで勝ち上がった場合、代表権を与える。
②合同チームがシード権を獲得した場合
○次大会も同一学校での合同⇒シード権有
次大会単独または他の学校との合同⇒シード権消失
③合同チームで申込をした後に、1校が6人以上になった場合、申込後は単独への変更は認めない。
④地区代表決定数に関しては合同チームを1チームとしてカウントする。
⑤合同チームで申し込んだ後、他の学校の生徒を追加することは認めない。

※その他、問題が出てきた場合は今後検討し、緊急を要する場合は部長判断とする。

平成 19 年 4 月 1 日	施行
令和 2 年 3 月 23 日	改正
令和 4 年 3 月 16 日	改正
令和 5 年 3 月 15 日	改正